

山梨県公報

号外第四十九号

平成十六年

十月十八日

月 曜 日

目次

規則

- 一 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則……………
- 一 山梨県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………
- 一 山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………

規則

山梨県規則第五十三号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則を次のように定める。

平成十六年十月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令(平成十五年政令第三百七十二号)第二項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第十九条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

議会の議長	議会事務局の職員
知事	知事部局の職員
代表監査委員	監査委員事務局の職員
人事委員会	人事委員会事務局の職員
公営企業管理者	企業局の職員

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第五十四号

山梨県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山梨県中小企業高度化資金貸付規則(平成十二年山梨県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「中小企業構造の高度化に寄与する事業及び中小企業構造の高度化を支援する事業(以下「高度化事業」という。)」を「高度化事業」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この規則において「高度化事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 中小企業者による、他の事業者との連携若しくは事業の共同化(次号において「連携等」という。)を行う事業又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業

二 この規則において「高度化資金」とは、前項に掲げる事業を行うのに必要な資金(土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。)をいう。

三 第二項に規定するもののほか、この規則における用語の意義は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四十七号)及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第八十二号)の例による。

第八条第一項中「中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令」を「中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令」に、「第三条第四号」を「第四条第三項第二号」に、「同令第九条に規定する指導」を「同条第七項に規定する診断報告書の内容の実施等に関する助言」に改める。

第十条中「(以下「申請者」という。)」を削る。

第十一条第一項中「申請者」を「当該申請書を提出した者」に改める。

第十二条第一項中「申請者」を「者」に改め、同条第二項中「申請者」を「当該申請書を提出した者」に改める。

第十四条及び第十五条中「申請者」を「者」に改める。

第十七条第一項中「申請者」を「者」に改め、同条第三項中「貸付決定を受けた申請

者」を「当該貸付決定を受けた者」に改める。

第二十一条中「申請者」を「借主」に改める。

第二十二条第五項中「場合は、申請者」を「ときは、借主」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第五十五号

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県都市公園条例施行規則

山梨県都市公園条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号及び第二号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第五号中「第五条第二項及びび法」を「第五条第一項及びび」に改め、同条第十一号中「第七条第四項」を「第七条第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

十四 条例第十三条第二項の規定による保管工作物等一覽簿 第十四号様式 第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とする。

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第九条 条例第十三条第一項第一号の規則で定める場所は、保管した工作物等の放置されていた都市公園の所在地を管轄する地域振興局建設部（山梨県森林公園金川の森に係るものにあつては、山梨県峡東地域振興局林務環境部）の事務所内とする。

2 条例第十三条第二項の保管工作物等一覽簿は、次のとおり閲覧に供するものとする。
一 閲覧に供する場所は、全ての地域振興局建設部及び山梨県峡東地域振興局林務環境部の事務所内とする。

二 閲覧に供する日は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、日曜日及び土曜日並びに十二月二十九日から同月三十一日までの日、一月二日及び同月三日を除く日とする。

三 閲覧に供する時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。
（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第十条 条例第十六条第一項及び第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

二 当該競争入札の執行の日時及び場所

三 契約条項の概要

四 その他当該競争入札の執行に関し必要な事項

2 条例第十六条第一項の規則で定める場所は、前条第一項の場所とする。

第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第12条関係）」に改める。

第二号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第12条関係）」に改める。

第三号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第12条関係）」に改める。

第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第12条関係）」に改める。

第五号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第12条関係）」に改める。

第六号様式から第十三号様式までの規定中「（第10条関係）」を「（第12条関係）」に改める。

第十三号様式の次に次の一様式を加える。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番